

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第56号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定により、令和4年11月29日付け諮問石中セ第2900号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

- 1 開示請求の対象となった保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）
審査請求人に関し、女性相談支援センターが行った調査及び連絡等に係る記録及び業務日報に類するもの全て。関係機関（県、市、幼稚園、小学校、警察、石川中央児童相談所及び一時保護施設）、近隣住民及び知人等とのやりとりを記したのもの全て。審査請求人の配偶者及びその子女らに対する緊急保護措置に係る経緯と意思決定に関するもの全て。
- 2 開示請求に対する処分の内容
保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定
- 3 実施機関における担当課（所）
女性相談支援センター
- 4 審査請求等の経緯

開示請求	令和	4年	4月	12日
存否を明らかにしない決定	令和	4年	5月	10日
審査請求	令和	4年	6月	10日
諮問	令和	4年	11月	29日
答申	令和	6年	6月	4日
- 5 審査会の判断要旨
石川県知事が保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をしたことは妥当である。
- 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）
 - (1) 争点
実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人の配偶者が女性相談支援センターを利用したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになり、その存否を明らかにできないと主張している。
審査請求人は、本件対象保有個人情報は不開示情報に該当せず、条例の適用を誤っていると主張している。
 - (2) 審査会としての判断
実施機関による、仮に本件対象保有個人情報が存在するとしても、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）における秘密保持が必要な情報、審査請求人以外の特定の個人（配偶者）に関する情報及び公にすることで実施機関が行う相談業務の遂行に著しい支障のある情報に該当し非開示となるとの主張に不合理な点はない。
また、開示請求者以外の特定の個人（配偶者）が女性相談支援センターを利用したという事実の有無を明らかにするだけで、上記不開示情報を開示したことになるものと認められるので、本件存否情報についても同様に不開示情報に該当し、存否を明らかにしない決定を行うことが妥当である。
- 7 審議経緯
審査回数2回

(公表用)
答申第56号

答 申 書

令和6年6月4日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人〔審査請求人の氏名〕（以下「審査請求人」という。）に対し、令和4年5月10日付け石中セ第545号により行った保有個人情報情報の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、石川県個人情報保護条例（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和4年4月12日に次のとおり保有個人情報情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（開示請求の内容）

石川県女性相談支援センターが私〔審査請求人の氏名〕に関し、〔特定日付〕以降現在までおこなった調査及び連絡等に係る記録及び業務日報に類するもの全て。関係機関（県、市、幼稚園、小学校、警察、石川中央児童相談所及び一時保護施設）、近隣住民及び知人等とのやりとりを記したのもの全て。妻〔審査請求人の配偶者の氏名〕及びその子女らに対する緊急保護措置に係る経緯と意思決定に関するもの全て。

実施機関は、本件開示請求について、令和4年4月25日に条例第19条第2項の規定により開示決定等の期間を延長し、延長後の決定期限を令和4年5月10日と定めて審査請求人に通知した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、令和4年5月10日に条例第18条第2項の規定により本件処分を決定し、次のとおり保有個人情報情報の存否を明らかにしない理由を付して審査請求人に通知した。

（存否を明らかにしない理由）

女性相談支援センターは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に基づく婦人相談所であると同時に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての機能も有しており、本件開示請求に係る保有個人情報情報の存在を答えること自体が、あなた以外の第三者による配偶者暴力相談等がなされたか否かという事実が明らかになるため、存否を明らかにすることができない（条例第17条（存否に関する情報に該当））。

なお、仮に当該保有個人情報が存在するとしても、以下の理由で非開示となる情報である。

- ・あなた以外の第三者の相談内容に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に該当するため（条例第14条第3号（あなた以外の個人情報に該当））。
- ・相談業務等において、同センター職員は、配偶者暴力防止法第23条第1項で、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。かかるところ、本件開示請求対象を開示することにより、相談の性質上、相談者等の信頼を損ねること、相談者が相談自体を回避してしまうこと、相談者の生命、健康、生活を害するお

それがあることから、同センターの事務事業の目的を達することが出来なくなり、又は、これら事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため（条例第14条第1号（法令秘情報）および条例第14条第7号（事務事業情報）に該当）。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年6月10日に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、本件審査請求について、令和4年11月29日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し諮問を行った。

なお、条例は、令和5年4月1日に石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第32号。以下「施行条例」という。）が施行されたことに伴い廃止されているが、その経過措置として、施行条例附則第7項は「施行日前に旧条例第37条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。」と規定する。従って、本件審査請求については、条例の規定により調査審議を行うものとする。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書において主張している内容は、次のとおりである。

（審査請求の趣旨）

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

（審査請求の理由）

本件処分において公開しないこととされた部分には不開示情報に該当しない又は実施機関が条例の適用を誤っていると考えている事項が含まれる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

（要旨）

審査請求人の主張は、理由が無く、直ちに棄却されるべきである。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第1条では、「この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

当審査会は、この条例の目的に則して、以下のとおり判断するものである。

2 女性相談支援センターにおける配偶者暴力相談支援センターとしての機能について

配偶者暴力防止法第3条第1項は、「都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。」と規定する。また第3項は、「配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。」と規定し、第1号から第6号までの業務（以下「本件相談等業務」という。）を定めている。

3 本件審査請求における争点

本件開示請求は、審査請求人が、同人の配偶者が女性相談支援センターを利用していることを前提に、実施機関が本件相談等業務において作成又は取得していると思われる公文書中の、審査請求人を本人とする保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示を求めている事案である。

実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人の配偶者が女性相談支援センターを利用したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになり、その存否を明らかにできないと主張している。

審査請求人は、本件対象保有個人情報は不開示情報に該当せず、条例の適用を誤っていると主張している。

4 具体的な判断及びその理由

(1) 条例第17条（保有個人情報の存否に関する情報）について

条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定する。

(2) 条例第14条（保有個人情報の開示義務）の規定による不開示情報該当性について

条例第14条は、保有個人情報の原則開示を規定したうえで、例外的に不開示とする情報として、同条第1号から第8号までを定めている。

実施機関は、仮に本件対象保有個人情報が存在するとしても、条例第14条第1号、第3号及び第7号に規定する不開示情報に該当すると主張していることから、本件対象保有個人情報及び本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

ア 条例第14条第1号（法令秘情報）について

条例第14条第1号は、「法令等の定めるところ又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による法定受託事務の処理について主務大臣が定める基準により、開示することができないと認められる情報」と規定する。

配偶者暴力防止法第23条第1項は「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(略)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と規定する。

従って、実施機関の「相談業務等において、同センター職員は、配偶者暴力防止法第2

3条第1項で、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」「本件開示請求対象を開示することにより、相談者の生命、健康、生活を害するおそれがある」との理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報には条例第14条第1号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。また、開示請求者以外の特定の個人（配偶者）が女性相談支援センターを利用したという事実の有無を明らかにするだけで、上記不開示情報を開示したことになるものと認められるので、本件存否情報についても同様に不開示情報に該当し、条例第17条の規定により存否を明らかにしない決定を行うことが妥当である。

イ 第14条第3号（開示請求者以外の個人情報）について

条例第14条第3号の本文前段は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。その上で上記に該当する情報であっても、個人の権利利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上開示する必要性の認められるものについては、例外的に不開示情報から除くこととし、ただし書イ、ロ、ハを定めている。ただし書イは「法令等の規定により又は慣行としては開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、ただし書ロは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を、ただし書ハは「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報から除くと規定する。

本件保有個人情報は仮に存在するとしても、審査請求人の個人情報であると同時に、同人以外の特定の個人（配偶者）を識別することができる情報であり、ただし書が適用される事情は存在しない。従って、実施機関による「あなた以外の第三者の相談内容に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に該当するため」との理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報は条例第14条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。また、開示請求者以外の特定の個人（配偶者）が女性相談支援センターを利用したという事実の有無を明らかにするだけで、上記不開示情報を開示したことになるものと認められるので、本件存否情報についても同様に不開示情報に該当し、条例第17条の規定により存否を明らかにしない決定を行うことが妥当である。

ウ 第14条第7号（事務事業情報）について

条例第14条第7号柱書は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。

実施機関の「本件開示請求対象を開示することにより、相談の性質上、相談者等の信頼を損ねること、相談者が相談自体を回避してしまうことから、センターの事務事業の目的を達することが出来なくなる」との理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報は条

例第14条第7号柱書に規定する不開示情報に該当するものと認められる。また、開示請求者以外の特定の個人（配偶者）が女性相談支援センターを利用したという事実の有無を明らかにするだけで、上記不開示情報を開示したことになるものと認められるので、本件存否情報についても同様に不開示情報に該当し、条例第17条の規定により存否を明らかにしない決定を行うことが妥当である。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て審議を回避した。

(別表)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月29日	諮問を受けた。(諮問石中セ第2900号)
令和6年 2月16日 (第61回審査会)	第1回審議を行った。
令和6年 3月11日 (第62回審査会)	第2回審議を行った。